

全国健康保険協会管掌健康保険
現金給付受給者状況調査報告

令和 7 年度

全 国 健 康 保 険 協 会

第一部 傷病手当金

I 調査の概要

1. 調査の目的

全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者を除く。）の傷病手当金の受給者の状況を調査し、事業運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の対象

令和7年10月の傷病手当金受給者全員を調査対象としている。

3. 調査事項

受給者の性、年齢、標準報酬月額、傷病名、支給日数、支給金額、支給回数、支給期間及び事業所の状況。

Ⅱ 調査結果の概要

調査対象件数は 193,435 件である。協会けんぽ月報の傷病手当金実績件数との差があるが、これは集計時点の違いによるものである。

なお、この調査の疾病分類は社会保険表章用疾病分類表による。また、疾病分類のうち、「特殊目的用コード」には新型コロナウイルス感染症が含まれる。

1. 性別、年齢階級別の状況

性別に支給件数の構成割合をみると、男性が 49.34%、女性が 50.66%であり、被保険者の男女の構成割合（令和 7 年 10 月時点）と比べると、支給件数の構成割合は性別による差が小さい。

（表 1）

表1 性別別支給件数の構成割合

	男 女 別 割 合（％）		男女別被保険者割合（％）	
	男 性	女 性	男 性	女 性
合 計	49.34	50.66	57.02	42.98

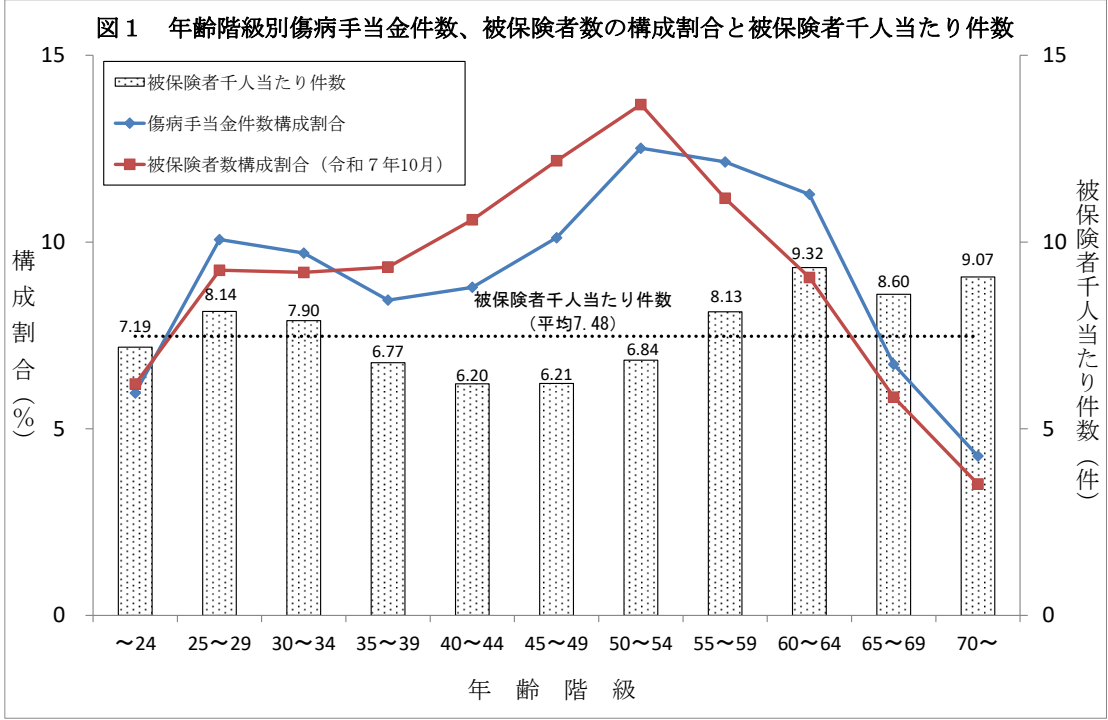
年齢階級別にみると、50～54 歳が 12.51%で最も高く、次いで 55～59 歳（12.15%）が高い。男女別では、男性は女性に比べて 50 歳以上の階級で高くなっている。

1 件当たり日数の平均は 32.43 日であり、男女別にみると、男性が 32.50 日、女性が 32.37 日となっており、男性の方が長くなっている。年齢階級別にみると、男性、女性ともに、おおむね年齢が高くなるに従い期間が長くなる傾向がみられる。（表 2）

表2 性別・年齢階級別支給状況

	件 数 の 割 合（％）			1 件 当 たり 日 数（日）			1 件 当 たり 金 額（円）		
	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
総 数	100.00	100.00	100.00	32.43	32.50	32.37	193,493	214,625	172,915
24 歳 以 下	5.96	4.04	7.82	30.47	29.76	30.83	149,264	148,311	149,743
25 ～ 29 歳	10.07	6.43	13.61	31.47	31.79	31.32	171,948	181,804	167,417
30 ～ 34 歳	9.70	7.04	12.30	31.65	31.83	31.55	183,430	200,998	173,635
35 ～ 39 歳	8.44	7.31	9.54	31.50	31.70	31.35	190,867	213,923	173,660
40 ～ 44 歳	8.79	8.06	9.50	31.59	31.53	31.64	196,899	223,309	175,085
45 ～ 49 歳	10.12	9.86	10.37	31.70	31.87	31.55	203,189	231,580	176,897
50 ～ 54 歳	12.51	12.99	12.04	32.20	32.19	32.20	210,916	238,347	182,096
55 ～ 59 歳	12.15	13.79	10.55	33.15	32.80	33.59	215,420	239,575	184,671
60 ～ 64 歳	11.28	14.61	8.03	33.81	33.00	35.26	209,835	225,556	181,980
65 ～ 69 歳	6.72	9.47	4.05	34.14	33.42	35.78	177,482	187,558	154,570
70 歳 以 上	4.27	6.41	2.18	36.87	36.25	38.62	172,671	181,351	147,865

傷病手当金の支給件数の年齢階級別構成割合を被保険者の年齢階級別構成割合（令和7年10月）と比較したものが図1である。傷病手当金の支給件数の構成割合は被保険者の構成割合に比べ、24歳以下および35歳以上55歳未満の階級で低くなっている。その結果、被保険者千人当たり件数は、24歳以下および35歳以上55歳未満の年齢層で平均（7.48件）以下の数値となっている。



2. 傷病別の支給状況

傷病手当金の受給の原因となった傷病別に件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害が41.27%で最も高く、次いで新生物（14.18%）、筋骨格系及び結合組織の疾患（8.86%）、循環器系の疾患（7.28%）、損傷、中毒及びその他の外因の影響（6.48%）となっている。男女別にみると、男女ともに精神及び行動の障害が高く、男性では37.41%、女性では45.03%となっている。（表3）

表3 傷病別・性別 件数の構成割合

	(%)		
	総数	男性	女性
総数	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	1.31	1.24	1.37
新生物	14.18	14.52	13.86
血液及び造血系の疾患並びに免疫機構の障害	0.26	0.23	0.29
内分泌、栄養及び代謝疾患	1.17	1.51	0.84
精神及び行動の障害	41.27	37.41	45.03
神経系の疾患	3.07	3.53	2.63
眼及び付属器の疾患	0.93	1.22	0.65
耳及び乳様突起の疾患	0.58	0.47	0.69
循環器系の疾患	7.28	11.61	3.06
呼吸器系の疾患	1.95	2.26	1.66
消化器系の疾患	2.92	3.58	2.29
皮膚及び皮下組織の疾患	0.56	0.73	0.40
筋骨格系及び結合組織の疾患	8.86	9.88	7.87
腎尿路生殖系系の疾患	1.54	1.48	1.60
妊娠、分娩及び産じょく	3.82	-	7.54
周産期に発生した病態	0.01	-	0.02
先天奇形、変形及び染色体異常	0.18	0.17	0.19
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1.18	1.14	1.21
損傷、中毒及びその他の外因の影響	6.48	7.25	5.74
特殊目的用コード	2.44	1.80	3.06

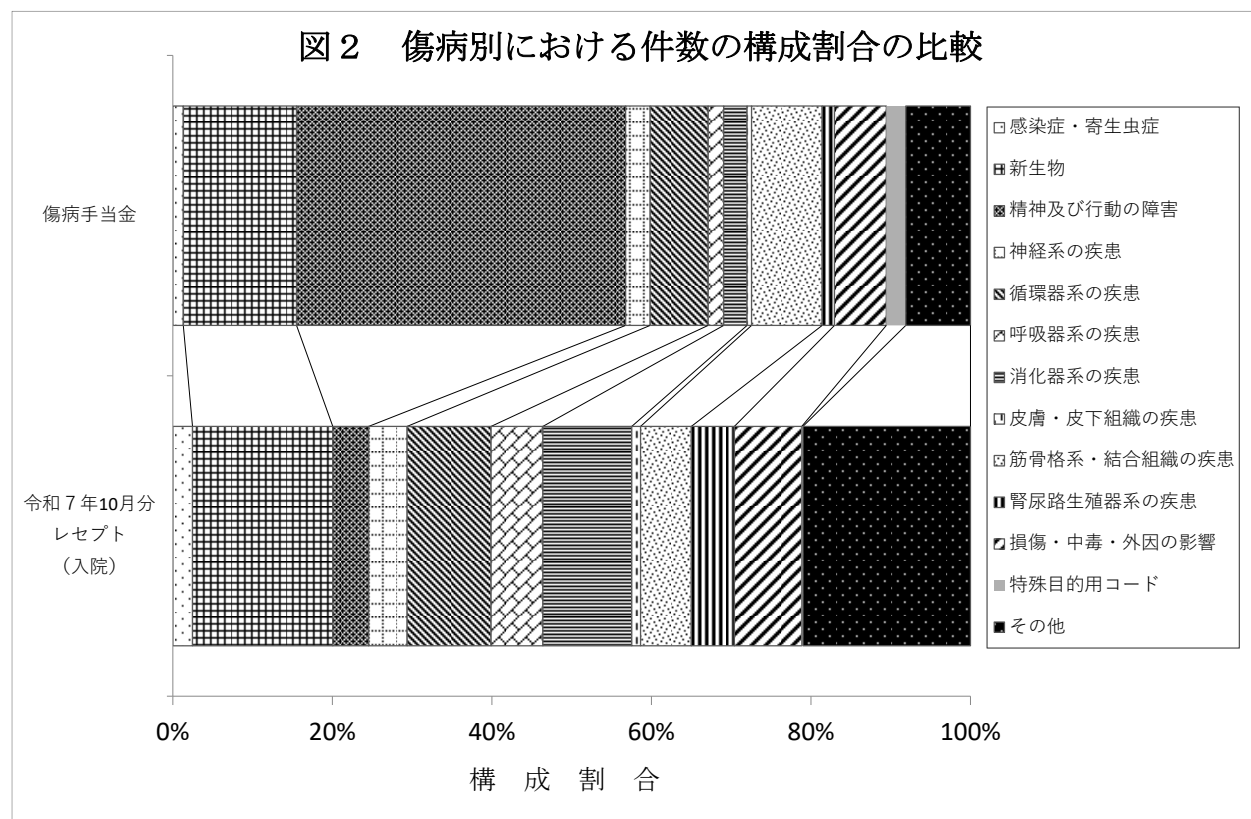
年度別に傷病手当金の受給の原因となった傷病別の件数の構成割合をみると、新型コロナウイルス感染症を含む特殊目的用コードについて、令和4年は48.62%だったが、令和5年は11.00%、令和6年は4.17%、令和7年度は2.44%と減少している。一方、精神及び行動の障害は、特殊目的用コードの影響を大きく受けた令和4年を除くと、その構成割合は増加しており、令和7年は41.27%となった。（表4）

表4 傷病別 件数の構成割合

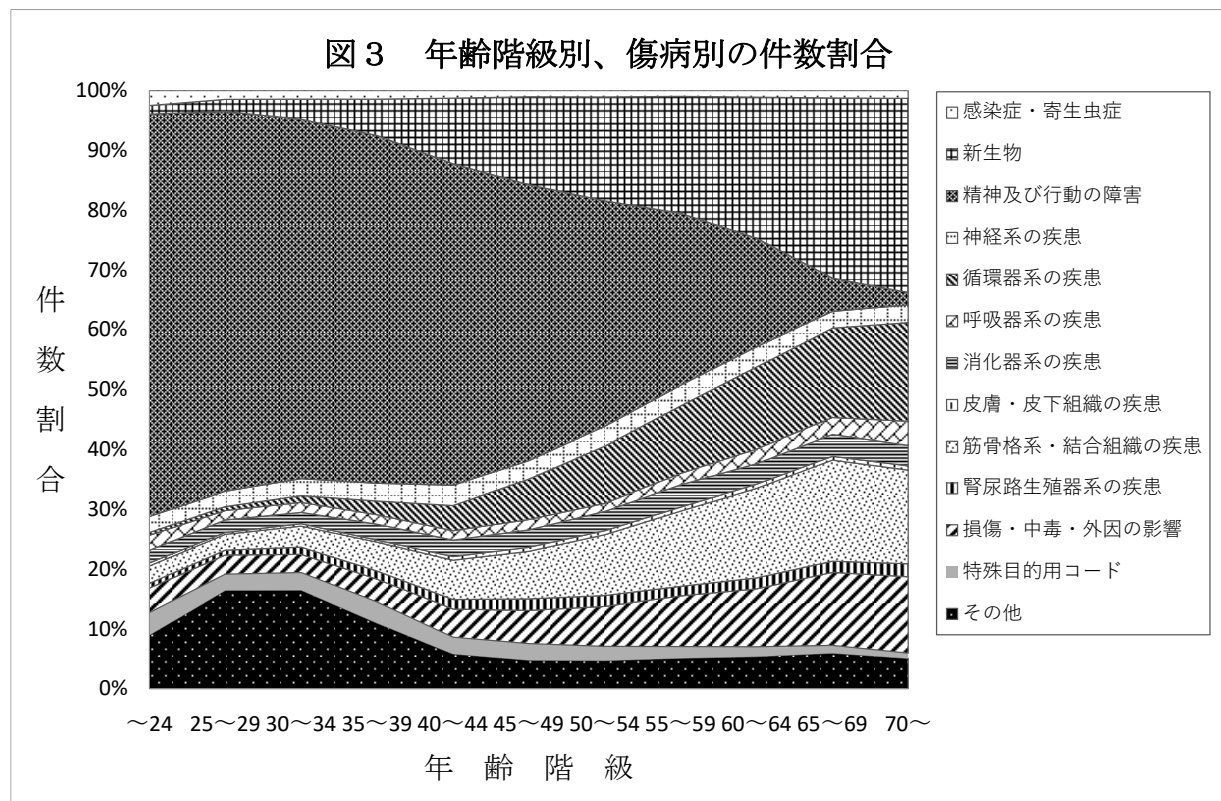
	平成7年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	3.21	2.98	2.89	2.03	1.57	1.23	1.30	2.28	7.10	1.65	1.32	1.31
新生物	14.79	18.02	20.59	21.09	20.40	18.63	17.72	14.56	6.89	13.57	14.49	14.18
血液及び造血系の疾患並びに免疫機構の障害	0.69	0.72	0.41	0.32	0.35	0.32	0.32	0.25	0.13	0.23	0.27	0.26
内分泌、栄養及び代謝疾患	3.36	3.15	2.61	1.98	1.89	1.56	1.61	1.23	0.59	1.18	1.19	1.17
精神及び行動の障害	4.45	5.12	10.14	21.46	25.67	31.30	32.72	32.96	18.11	35.20	39.15	41.27
神経系の疾患	3.28	3.51	4.41	4.13	4.06	4.00	3.86	3.22	1.57	2.98	3.18	3.07
眼及び付属器の疾患	1.26	1.18	1.31	1.11	1.03	1.06	1.02	0.80	0.42	0.85	0.93	0.93
耳及び乳突突起の疾患	0.64	0.67	0.66	0.55	0.66	0.66	0.61	0.54	0.30	0.54	0.59	0.58
循環器系の疾患	15.24	15.86	15.24	13.45	11.54	10.05	9.48	7.79	3.66	6.90	7.32	7.28
呼吸器系の疾患	4.20	4.04	3.16	3.62	1.93	2.10	2.05	1.50	0.78	2.22	2.30	1.95
消化器系の疾患	14.64	11.19	7.40	4.83	4.23	3.55	3.63	2.91	1.41	2.82	3.00	2.92
皮膚及び皮下組織の疾患	1.24	1.23	1.03	0.69	0.74	0.67	0.67	0.54	0.30	0.54	0.59	0.56
筋骨格系及び結合組織の疾患	15.00	14.45	13.36	11.22	11.14	10.89	10.56	8.87	4.37	8.18	8.76	8.86
腎尿路生殖器系の疾患	3.21	3.06	2.55	1.98	2.08	1.90	1.84	1.58	0.75	1.54	1.62	1.54
妊娠、分娩及び産じょく	1.60	1.77	2.41	2.66	3.93	3.88	3.84	3.52	1.67	3.37	3.56	3.82
周産期に発生した病態	0.02	0.00	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01	-	0.01
先天奇形、変形及び染色体異常	0.80	0.76	0.68	0.26	0.29	0.23	0.19	0.18	0.09	0.20	0.18	0.18
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2.12	1.91	1.49	0.93	1.03	0.88	0.98	0.86	0.44	0.95	0.87	1.18
損傷、中毒及びその他の外因の影響	10.24	10.38	9.63	7.68	7.45	7.06	6.89	5.60	2.80	6.08	6.54	6.48
特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	0.71	10.79	48.62	11.00	4.17	2.44

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を令和7年10月分の診療報酬明細書（以下「レセプト」と言う。）の傷病別における件数の構成割合（入院）と比較したものが図2である。精神及び行動の障害、筋骨格系・結合組織の疾患、特殊目的用コードは傷病手当金の件数割合が高く、それ以外はレセプトの件数割合が高くなっている。

図2 傷病別における件数の構成割合の比較



傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を年齢階級別にみると、精神及び行動の障害が60歳未満の各階級で最も割合が高く、45歳未満では50%を超える。一方、新生物の割合は40歳未満の各階級で10%未満であるが、年齢が高くなるに従い増加し、60歳以上では最も割合が高くなり、70歳以上では32.45%となっている。（図3）



1件当たり日数を傷病別にみると、循環器系の疾患が35.89日、新生物が35.89日、神経系の疾患が34.43日と長く、一方、特殊目的用コードが6.95日、感染症及び寄生虫症が17.26日、周産期に発生した病態が20.17日と短くなっている。（分析表第2表の2）

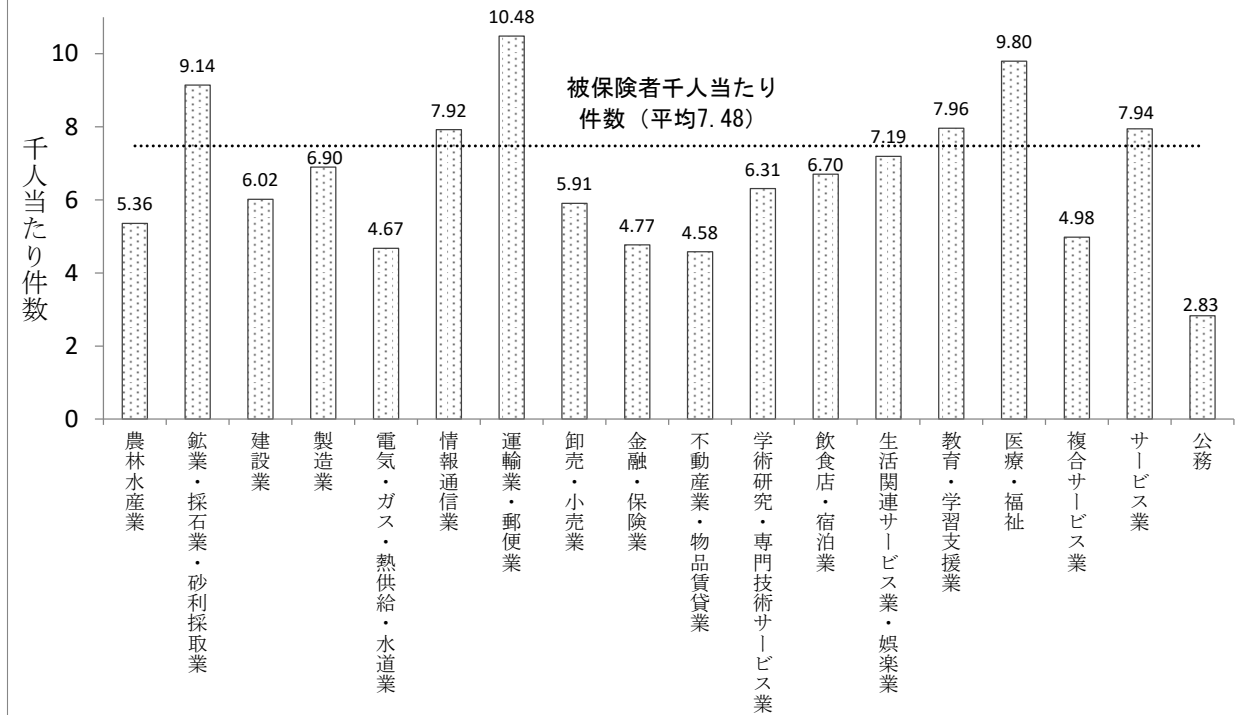
1件当たり支給金額を傷病別にみると、最も高いのは循環器系の疾患（220,425円）であり、最も低いのは特殊目的用コード（38,926円）となっている。（分析表第2表の3）

3. 事業所の業態別、規模別の支給状況

事業所の業態別に傷病手当金の件数の割合をみると、社会保険・社会福祉・介護事業（13.74%）、医療業・保健衛生（10.42%）、職業紹介・労働者派遣業（6.29%）が高くなっている。男女別にみると、男性では道路貨物運送業（8.80%）、その他の運輸業（7.22%）、総合工事業（6.53%）が高く、女性では社会保険・社会福祉・介護事業（20.78%）、医療業・保健衛生（16.98%）、職業紹介・労働者派遣業（7.83%）が高くなっている。傷病手当金の件数の割合を被保険者の業態別の構成割合と比較すると、社会保険・社会福祉・介護事業、医療業・保健衛生、その他の運輸業は傷病手当金の割合が高く、卸売業、飲食料品以外の小売業、不動産業は低くなっている。（分析表第3表）

業態の大分類別に被保険者千人当たり件数をみたものが図4である。運輸業・郵便業、医療・福祉、鉱業・採石業・砂利採取業が高く、公務、不動産業・物品賃貸業、電気・ガス・熱供給・水道業が低くなっている。

図4 業態別、被保険者千人当たり件数の比較



事業所の規模別に傷病手当金の件数の割合をみると、500人以上の規模が20.33%と最も高く、次いで100～299人（19.90%）、50～99人（12.87%）となっている。これを男女別にみると、男性が規模100～299人（18.78%）、女性が規模500人以上（24.54%）で最も高い。（表5）

表5 事業所の規模別・性別 支給状況

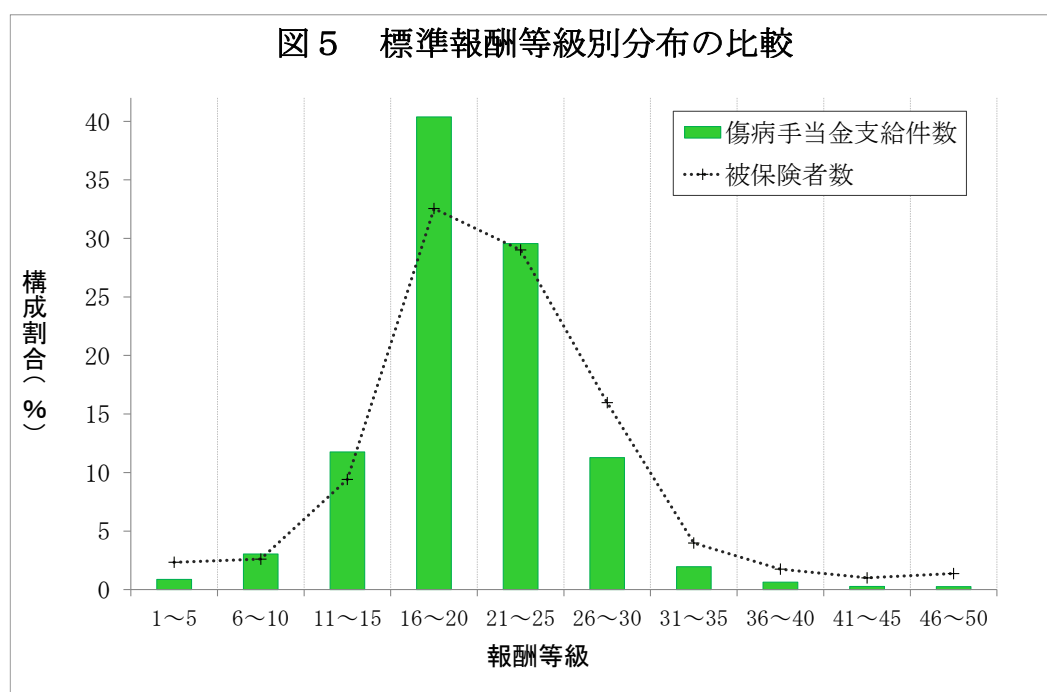
	傷 病 手 当 金			(参 考)
	総 数	男 性	女 性	被 保 険 者 数
総 数	100.00	100.00	100.00	100.00
2人以下	2.94	3.65	2.24	6.00
3・4人	2.84	3.31	2.37	5.03
4人以下（再）	5.77	6.96	4.62	11.03
5～9人	7.14	8.37	5.95	9.38
10～19人	10.18	12.08	8.32	11.02
20～29人	7.26	8.01	6.53	7.09
30～49人	9.51	10.41	8.63	8.80
50～99人	12.87	13.24	12.50	11.29
100～299人	19.90	18.78	20.98	16.76
300～499人	7.05	6.14	7.93	6.14
500人以上	20.33	16.00	24.54	18.49
1,000人以上（再）	13.50	10.36	16.56	12.19

1件当たり日数は、規模が2人以下の事業所では38.15日と最も長く、30～49人の事業所では31.52日と最も短くなっている。（分析表第4表）

4. 標準報酬等級別の支給状況

傷病手当金の支給件数について標準報酬等級別の構成割合をみると、第16～20級（190～260千円）の等級が40.38%で最も高くなっている。男女別にみると、男性では第21級～第25級（280～360千円）の等級が35.00%で最も高く、女性では第16～20級の等級が47.18%で最も高い。（分析表第6表）

被保険者の標準報酬等級別の分布と比較すると図5のようになり、傷病手当金の受給者は第6級（104千円）から第25級（360千円）までは被保険者の構成割合より高くなっているが、第5級（98千円）以下及び第26級（380千円）以上では低くなっている。



5. 支給日数別の支給状況

支給日数別の件数の割合をみると、30日（21.01%）、31日（19.46%）の割合が高くなっている。1日当たりの金額をみると、支給日数が30日で6,283円と最も高くなっている。（表6）

表6 支給日数別 支給状況

日数階級	件数の割合	1日当たり金額
	(%)	(円)
総 数	100.00	5,966
1～10日	10.38	5,639
11～20日	12.17	5,747
21～29日	14.04	5,923
30日	21.01	6,283
31日	19.46	6,182
32～40日	6.49	5,868
41～50日	3.83	5,776
51～60日	2.80	5,773
61日以上	9.83	5,765

6. 支給期間別の支給状況

傷病手当金の支給期間（支給開始日から令和7年10月の申請の支給末日までの期間）別の支給状況をみたものが表7であり、平均支給期間は173.38日（約5.8ヶ月）となっている。

支給期間別の件数の割合は30日以下が23.61%と最も高く、31～60日が14.05%、61～90日が10.11%となっており、期間が長くなるに従い割合が低下する傾向がある。

支給期間を男女別にみると、平均支給期間は男性が188.27日、女性は158.87日となっており、男性のほうが長くなっている。

表 7 支給期間別 支給状況

	総 数		男 性		女 性	
	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
総 数	100.00	193,493	100.00	214,625	100.00	172,915
30日以下	23.61	87,687	20.89	99,443	26.26	78,580
31～60日	14.05	200,272	12.85	219,790	15.23	184,236
61～90日	10.11	235,724	9.73	255,218	10.48	218,095
91～120日	6.95	232,256	7.10	250,757	6.81	213,469
121～150日	5.28	234,842	5.53	255,496	5.02	212,686
151～180日	4.53	240,339	4.77	260,095	4.30	218,993
181～210日	4.12	236,741	4.41	256,102	3.83	214,999
211～240日	3.60	229,635	4.03	245,305	3.18	210,309
241～270日	2.87	230,650	3.13	243,848	2.61	215,247
271～300日	2.51	228,710	2.73	245,272	2.29	209,435
301～330日	2.56	230,893	2.76	252,196	2.37	206,748
331～360日	2.52	229,966	2.72	245,141	2.32	212,637
361～390日	2.48	230,200	2.74	251,476	2.22	204,687
391～420日	2.27	227,456	2.44	251,760	2.10	200,004
421～450日	2.31	227,791	2.51	244,519	2.13	208,582
451～480日	2.21	227,407	2.46	249,701	1.97	200,262
481～510日	1.98	222,871	2.27	238,706	1.69	202,116
511～540日	1.70	227,349	1.92	243,088	1.48	207,436
541日以上	4.35	227,412	5.01	237,458	3.72	214,239
平均支給期間（日）	173.38		188.27		158.87	

平均支給期間を傷病別にみると、精神及び行動の障害（211.92日）、新生物（201.71日）、神経系の疾患（201.52日）が長く、一方、特殊目的用コード（28.74日）、感染症及び寄生虫症（45.32日）、周産期に発生した病態（51.22日）は短くなっている。男女別では、男性は精神及び行動の障害（221.83日）、新生物（219.65日）、女性は精神及び行動の障害（203.89日）、循環器系の疾患（184.70日）が長くなっている。（分析表第9表）

7. 資格喪失者及び現存者の支給状況

傷病手当金の支給件数のうち、資格喪失者に対するものは43,061件で全体の22.26%、現存者に対するものは150,374件で全体の77.74%となっている。

傷病別に資格喪失者の支給状況をみると、件数の構成割合では精神及び行動の障害（65.76%）、新生物（8.30%）、循環器系の疾患（7.05%）が高くなっている。（分析表第10表）

傷病別に全体の件数に占める資格喪失者の件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害（35.48%）、神経系の疾患（27.08%）、循環器系の疾患（21.57%）が高く、周産期に発生した病態

(0.00%)、妊娠、分娩及び産じょく (0.41%)、特殊目的用コード (2.73%) は低くなっている。(分析表第 11 表)

8. 都道府県別の支給状況

都道府県別の支給状況をみると、件数の割合では東京が全国の 17.95% を占めていて最も高く、次いで大阪 (8.46%)、愛知 (6.51%)、福岡 (5.26%)、神奈川 (4.21%) の順となっている。

被保険者千人当たり件数を都道府県別に比較すると、沖縄 (9.45 件)、宮崎 (8.93 件)、福岡 (8.61 件)、が高く、富山 (5.21 件)、石川 (6.08 件)、山梨 (6.52 件) は低くなっている。

平均支給期間をみると、奈良 (186.37 日)、和歌山 (184.49 日)、神奈川 (183.66 日) などが長く、宮崎 (151.16 日)、鹿児島 (154.00 日)、徳島 (156.16 日) などが短くなっている。

全受給者に対する資格喪失者の割合は、東京 (27.01%)、大阪 (25.70%)、福岡 (23.67%) の順で高くなっており、秋田 (14.75%)、島根 (16.21%)、宮崎 (16.87%) の順で低くなっている。(分析表第 12 表)

都道府県別に全受給者の傷病別における件数の構成割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害での件数割合が最も高くなっており、東京 (53.55%)、大阪 (46.65%)、京都 (44.83%) の順で高くなっている。(表 8)

また、資格喪失者の傷病別における件数の割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害の割合が最も高くなっており、秋田を除く 46 都道府県で 50% を超えている。(表 9)

表8 都道府県別 件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	41.27	新生物	14.18	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.86
北 海 道	精神及び行動の障害	35.95	新生物	18.01	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.45
青 森	精神及び行動の障害	28.97	新生物	20.93	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.46
岩 手	精神及び行動の障害	32.81	新生物	19.17	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.41
宮 城	精神及び行動の障害	37.12	新生物	16.49	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.44
秋 田	精神及び行動の障害	26.80	新生物	19.94	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.36
山 形	精神及び行動の障害	34.34	新生物	16.69	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.87
福 島	精神及び行動の障害	34.23	新生物	17.24	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.26
茨 城	精神及び行動の障害	32.33	新生物	16.40	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.08
栃 木	精神及び行動の障害	34.76	新生物	16.58	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.76
群 馬	精神及び行動の障害	32.26	新生物	15.53	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.99
埼 玉	精神及び行動の障害	39.03	新生物	15.42	循環器系の疾患	8.86
千 葉	精神及び行動の障害	37.11	新生物	14.48	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.81
東 京	精神及び行動の障害	53.55	新生物	10.67	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.30
神 奈 川	精神及び行動の障害	43.58	新生物	13.26	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.65
新 潟	精神及び行動の障害	36.31	新生物	17.41	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.88
富 山	精神及び行動の障害	36.98	新生物	15.85	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.02
石 川	精神及び行動の障害	35.70	新生物	16.12	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.44
福 井	精神及び行動の障害	34.55	新生物	17.71	循環器系の疾患	8.85
山 梨	精神及び行動の障害	41.86	新生物	15.29	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.41
長 野	精神及び行動の障害	39.21	新生物	13.97	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.04
岐 阜	精神及び行動の障害	38.03	新生物	16.55	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.52
静 岡	精神及び行動の障害	36.48	新生物	14.27	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.66
愛 知	精神及び行動の障害	44.38	新生物	13.18	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.54
三 重	精神及び行動の障害	37.36	新生物	14.97	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.81
滋 賀	精神及び行動の障害	36.72	新生物	14.04	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.43
京 都	精神及び行動の障害	44.83	新生物	13.45	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.48
大 阪	精神及び行動の障害	46.65	新生物	12.50	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.64
兵 庫	精神及び行動の障害	39.84	新生物	14.59	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.59
奈 良	精神及び行動の障害	41.15	新生物	14.73	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.59
和 歌 山	精神及び行動の障害	30.53	新生物	16.73	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.13
鳥 取	精神及び行動の障害	39.48	新生物	13.65	妊娠、分娩及び産じょく	8.08
島 根	精神及び行動の障害	37.79	新生物	12.60	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.47
岡 山	精神及び行動の障害	39.37	新生物	12.63	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.38
広 島	精神及び行動の障害	35.29	新生物	15.92	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.23
山 口	精神及び行動の障害	32.77	新生物	16.02	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.10
徳 島	精神及び行動の障害	31.64	新生物	14.02	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.22
香 川	精神及び行動の障害	35.99	新生物	14.74	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.18
愛 媛	精神及び行動の障害	35.36	新生物	14.34	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.63
高 知	精神及び行動の障害	32.77	新生物	15.50	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.52
福 岡	精神及び行動の障害	42.15	新生物	14.38	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.67
佐 賀	精神及び行動の障害	32.84	新生物	15.76	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.48
長 崎	精神及び行動の障害	34.34	新生物	17.13	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.29
熊 本	精神及び行動の障害	33.43	新生物	16.07	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.97
大 分	精神及び行動の障害	32.80	新生物	16.49	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.44
宮 崎	精神及び行動の障害	30.03	新生物	15.71	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.21
鹿 児 島	精神及び行動の障害	31.53	新生物	16.07	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.16
沖 縄	精神及び行動の障害	37.93	新生物	12.39	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.27

表9 都道府県別 資格喪失者の件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	65.76	新生物	8.30	循環器系の疾患	7.05
北 海 道	精神及び行動の障害	57.96	新生物	10.86	循環器系の疾患	10.07
青 森	精神及び行動の障害	50.45	新生物	12.84	循環器系の疾患	11.34
岩 手	精神及び行動の障害	55.52	新生物	15.38	循環器系の疾患	10.37
宮 城	精神及び行動の障害	60.66	新生物	10.43	循環器系の疾患	7.74
秋 田	精神及び行動の障害	49.77	循環器系の疾患	13.15	新生物	10.33
山 形	精神及び行動の障害	60.54	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.20	新生物	9.86
福 島	精神及び行動の障害	59.10	新生物	11.17	循環器系の疾患	7.93
茨 城	精神及び行動の障害	53.67	循環器系の疾患	11.39	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.19
栃 木	精神及び行動の障害	56.56	新生物	9.59	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.39
群 馬	精神及び行動の障害	55.51	新生物	10.84	循環器系の疾患	9.51
埼 玉	精神及び行動の障害	61.74	新生物	10.28	循環器系の疾患	8.62
千 葉	精神及び行動の障害	60.50	新生物	9.74	循環器系の疾患	9.12
東 京	精神及び行動の障害	74.22	新生物	6.41	循環器系の疾患	5.31
神 奈 川	精神及び行動の障害	66.84	新生物	7.50	循環器系の疾患	6.39
新 潟	精神及び行動の障害	62.37	新生物	11.29	循環器系の疾患	8.42
富 山	精神及び行動の障害	56.52	新生物	10.87	循環器系の疾患	10.14
石 川	精神及び行動の障害	64.36	新生物	8.91	循環器系の疾患	8.25
福 井	精神及び行動の障害	64.83	新生物*	8.90	筋骨格系及び結合組織の疾患*	8.90
山 梨	精神及び行動の障害	68.40	新生物	7.55	循環器系の疾患	5.66
長 野	精神及び行動の障害	63.23	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.54	循環器系の疾患	6.67
岐 阜	精神及び行動の障害	59.77	新生物	12.89	循環器系の疾患	8.07
静 岡	精神及び行動の障害	58.80	新生物	11.12	循環器系の疾患	9.30
愛 知	精神及び行動の障害	67.33	新生物	8.46	循環器系の疾患	7.04
三 重	精神及び行動の障害	65.99	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.11	新生物	7.21
滋 賀	精神及び行動の障害	57.97	新生物	10.51	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.47
京 都	精神及び行動の障害	69.79	新生物	7.35	循環器系の疾患	5.92
大 阪	精神及び行動の障害	70.50	循環器系の疾患	6.47	新生物	6.45
兵 庫	精神及び行動の障害	66.33	新生物	8.29	循環器系の疾患	6.56
奈 良	精神及び行動の障害	61.54	新生物	11.54	神経系の疾患	7.34
和 歌 山	精神及び行動の障害	53.90	新生物	11.15	循環器系の疾患	10.04
鳥 取	精神及び行動の障害	71.52	新生物	7.28	循環器系の疾患	5.96
島 根	精神及び行動の障害	56.63	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.24	新生物	9.04
岡 山	精神及び行動の障害	66.08	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.04	循環器系の疾患	6.43
広 島	精神及び行動の障害	62.82	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.02	循環器系の疾患	7.11
山 口	精神及び行動の障害	60.06	新生物	9.90	循環器系の疾患	9.58
徳 島	精神及び行動の障害	56.19	循環器系の疾患	10.48	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.05
香 川	精神及び行動の障害	62.54	新生物	9.21	循環器系の疾患	8.89
愛 媛	精神及び行動の障害	59.15	循環器系の疾患	9.86	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.65
高 知	精神及び行動の障害	56.50	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.00	循環器系の疾患	10.76
福 岡	精神及び行動の障害	67.36	新生物	8.06	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.73
佐 賀	精神及び行動の障害	61.15	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.11	新生物	7.77
長 崎	精神及び行動の障害	64.25	新生物	10.25	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.50
熊 本	精神及び行動の障害	61.51	新生物	9.49	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.91
大 分	精神及び行動の障害	59.68	新生物	9.21	神経系の疾患	7.30
宮 崎	精神及び行動の障害	61.54	新生物*	9.89	筋骨格系及び結合組織の疾患*	9.89
鹿 児 島	精神及び行動の障害	57.22	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.81	循環器系の疾患	8.70
沖 縄	精神及び行動の障害	64.33	新生物	9.08	循環器系の疾患	7.64

* 同率2位のもの